

ライプチヒ大学公認コーディネーショントレーナー 規程

- 第1条 当規程は、ライプチヒ大学とスポーツ科学部(両者；以下「ライプチヒ大学」)ならびにライプチヒスポーツ科学交流協会(以下「コレスポ」)の三者による協力活動協定に基づき、ライプチヒ大学公認コーディネーショントレーナー(以下「公認トレーナー」)の資格に関する認定制度について以下の通り定める。
- 第2条 資格認定は第1条に掲げる両者が共同審査し、最終決定はライプチヒ大学が行なう。また、コレスポは資格制度全体の円滑な運営業務を担う。
- 第3条 認定試験の実施要領は、コレスポがそのつどホームページなどを通して告知し、試験実施日や会場、受験申請方法などについて案内する。
- 第4条 資格の認定は、次の条件を満たした個人に付与される：
(1) ライプチヒ大学主催・トレーニング科学国際集中講座 in Leipzig 修了
(2) コレスポ主催・トレーニング科学国際集中講座 in Japan 修了
(3) 大学ないし専門学校で修了(修了予定を含む)、あるいはスポーツ/健康/医療に関する公的な資格の保持、または5年以上の指導経験の保有の三つのうちいずれか一つに該当
(4) 資格認定試験に合格
(5) 受験料(¥20,000-)および認定登録料(€300-。試験合格者に該当)の納入
- 第5条 認定試験は、ライプチヒ大学とコレスポの代表者数名から成る審査委員との個人面接または集団面接形式とし、原則的に以下の順序に沿う：
(1) そのつど「受験案内」で事前に与えられたテーマについておよそ10分間の口頭での発表
(2) 審査委員との質疑応答(最大30分間)
(3) 可否の結果は試験後の審議にもとづき、本人に通知する
- 第6条 合格通知を受けた本人は、試験の日付をもって公に資格が発効したものと見なされる。その後一定期間内に、ライプチヒ大学により「認定証」が発行され、コレスポを経由して、本人に送達される。そのさい、コレスポは認定登録料(300ユーロ相当の日本円と、銀行に支払う為替と送金の手数料¥1,500-の合計額)を徴収し、その費用をまとめてライプチヒ大学に送金する。
- 第7条 公認トレーナーは、特典として次の事項を優先的に利用できる：
(1) スポーツ指導関連などの情報資料等の優先的入手(とくにHPなどの充実)
(2) ライプチヒ大学およびコレスポが主催する講座や研修会などの受講料の免除(無料)
(3) 公認トレーナーによる企画等の実施におけるコレスポ、ライプチヒ大学スポーツ科学部の名称とロゴマークの使用
(4) コーディネーショントレーニングの研修会や指導者講習会、保護者対象の学習会などの企画を実施するさいのコレスポによる支援・協力
(5) その他日常活動における、コレスポによる支援・協力
- 第8条 認定資格は毎年更新され、毎年10月末までに1年分(10月1日~翌9月30日)の年会費(¥4,800-)を収めることで有効と認めるものとする。年会費納入は発効年を含む15年間とし、コレスポはその会費請求を毎年9月末までにおこない、更新証明書を発行する(なお会費請求は、資格発効月が7月以降の日付のばあいは翌年からとし、発効年における第7条(2)は該当しない)。16年目以降、年会費納入は免除され、資格は自動更新し、引き続き第7条に掲げる特典を利用する権利が保証される。コレスポ主催の各行事に参加して資格能力の維持向上に務めることが当然望ましい。その一方、定期的な年会費納入は、当制度の安定化や全体的な資質向上に寄与することにもなるという点についても評価し、コレスポは以下の第9条を順守する。
- 第9条 コレスポは、年会費の収入と支出に関して各有資格者にその報告義務を負う(毎年12月)。特に支出の目的は、第7条の(1)と(2)の項目の充実に資するものとする。
- 第10条 コレスポは、有資格者の中で特に優秀な活動の実績が認められた者にたいして“マイスター”称号を授与し、本人の希望に応じてサイトなどを通じて広く告知するなど、活動を援助する。その審査方法は、自薦ないし他薦による申請に基づき、トレーナー会議などの場において本人または第三者が推薦理由を説明した後、出席者が審議して決定する。その審議結果についてライプチヒ大学とコレスポが協議し、最終的に承認するものとする。
- 第11条 年会費(第8条)が滞納した場合、また公認トレーナーとしてふさわしくない行為があったと認められた場合、資格は直ちに取り消される。
- 第12条 以上の規程以外、当制度に関して必要な事項はその都度別に定めることができる。
- 附 則 この規程は、2011年11月1日から施行する。
この規程は、2012年11月1日から施行する。
この規定は、2014年9月20日から施行する。